

学校教育における

「法」に関する教育の推進

「法」に関する教育カリキュラムの活用に向けて

東京都教育委員会は、次代を担う子供たちが、法やきまり、ルール及び司法について学び、自由で公正な社会の担い手としての資質・能力を身に付けることができるよう、学習指導要領における「法」に関する教育に関連する指導内容を基に、各教科等の指導計画例を示した『「法」に関する教育カリキュラム』を作成し、東京都教育委員会ホームページに掲載しています。

本リーフレットでは、この『「法」に関する教育カリキュラム』を踏まえた、「法律実務家との連携の視点」及び単元指導計画と「授業展開例」、特に法律実務家が実際に参画した1単位時間の授業の概要について紹介します。

法律実務家との連携の視点（例）

視点 1

教材の作成・収集における連携

- 教材作成における法実務を生かした助言と協力
- 法律実務家による模擬授業等で活用した教材の提供

視点 2

授業の実施前・実施中・実施後における連携

- 授業実施前の支援（例）
 - ・ 単元の指導計画の作成中に生じた疑問に対する助言
- 授業実施中の支援（例）
 - ・ 法やきまり、ルールの意義や役割の理解に関する説明
 - ・ 児童・生徒の意見交換時のコーディネート
- 授業実施後の支援（例）
 - ・ 次時の授業に向けた改善の方向性についての助言

◇ ◇ 目 次 ◇ ◇

○小学校第4学年社会科 「たいせつな水」（東京都行政書士会との連携）	2
○小学校第6学年社会科 「私たちのくらしと政治の働き」（法務省との連携）	3
○中学校第1学年特別活動等「法やきまりを守る心」（東京司法書士会との連携）	4
○中学校第3学年社会科 「現代社会を捉える見方や考え方」（東京都行政書士会との連携）	5
○高等学校第3学年公民科「法と経済～契約と消費者破産～」（東京司法書士会との連携）	6
○高等学校第3学年公民科「労働問題と社会保障の充実」（東京弁護士会との連携）	7
◇法律実務家との連携について	8

法に関する教育とは……

法律の専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている「自由・権利」と「責任・義務」などの価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育

社会生活を支える法やきまりについて学ぶ授業展開例

単元名「たいせつな水」

地域の社会生活を営む上で大切な法やきまりに重点を置いた授業構想

[単元の目標]

地域の人々の生活にとって必要な飲料水や下水の処理について、その確保や処理の仕方を調査したり資料を活用して調べたりして、それらの事業は地域の人々の健康な生活や良好な生活環境の維持と向上に役立っていることを考える。

単元の流れ【11時間】

1 生活の中での水の使われ方について話し合う。

2 水の循環を示した図を見て分かったことや疑問に思ったことから、学習問題を見いだす。
「水はどこから送られてきて、どこへ行くのだろうか。」

3 水源林について調べる。

4 ダムについて調べる。

5 浄水場について調べる。

6 安全でおいしい水を作るための工夫について調べる。

7 水道管の点検など、様々な水道局の仕事について調べる。

8 水道水の「安全」、「安心」を支える法やきまりについて考える。

9 家庭や学校などで使った水はどこへ行くのかを予想し、水再生センターについて調べる。

10 水不足の様子と水を大切にする家庭や地域などでの取組について調べ、自分にできることを考える。

11 これまでの学習内容を振り返り、学習問題に対する自分の考えをまとめる。

「法」に関する教育と関連する授業展開

[本時(第8時)のねらい]

ふだん利用している「水」について、法が関係していることについて学び、社会生活と法との関わりに気付く。

導入

日本の水道水は安全だと言える理由について、前時までの学習を振り返り、自分の考えをまとめる。

- ・ 浄水場などで検査をして細かいところまで調べているから。
- ・ 浄水場で高度浄水処理をしているから。
- ・ 浄水場で砂や汚れをしっかりと落としてきれいになっているから。

展開

課題に対する自分の考えを班で発表し、まとめたことを学級全体で共有する。

法律実務家の発問

- ・ 誰もが安心できるために必要なことは何か。
- ・ どうしたらきまりが守られていることが分かるか。
- ・ 厳しく検査をする。
- ・ 24時間検査をしているのではないか。
- ・ 浄水場の機械の点検をする。
- ・ 誰でも安全、安心に飲むことができるように浄水場にはきまりがあると思う。
- ・ 貯水池や川などでも調査をしていると思う。

まとめ

法律実務家の話を基に、本時の課題についてまとめる。

法律実務家の話

水は私たちの生活に欠かせないもので、水道水は安全でないと困ってしまいます。誰もが安全で安心できる水をつくるために、水道法があります。この法律に基づいて多くの検査項目が定められていて、水道局の人たちがこのきまりを守っていることで、私たちに安全で安心な水が届けられています。

- ・ 安心で安全な生活を送るためのきまりをみんなでつくっているということが分かりました。
- ・ いろいろな法律があることは知っていたけれど、こんなに身近なことでも法律で決められているとは思わなかった。

司法が果たす役割と司法参加の意義を学ぶ授業展開例

単元名「私たちのくらしと政治の働き」

国民の司法参加に重点を置いた授業構想

〔単元の目標〕

我が国の政治（立法、行政、司法）の働きについて、国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していることを調査したり資料を活用して調べたりして、政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていることを考える。

単元の流れ【9時間】

1 政治と税金について知っていることを話し合い、学習問題を見いだす。「私たちの区では、政治がどのように行われ、税金がどのようなことに使われているのだろうか。」

2 区では税金がどのようなことに使われているのかを予想し、調べる計画を立てる。

3 区では税金の使途をどのようにして決めるのか、福祉センターを例に調べる。

4 区の政治の働きについて調べ、学習問題に対する自分の考えをまとめる。

5 国の政治の働きについて、前時までの学習を振り返り、新たな学習問題を見いだす。「私たちの願いを実現するために、国の政治にはどのような仕組みがあるのだろうか。」

6 国民と国会、裁判所、内閣との関係について調べ、図にまとめる。

7 裁判の進め方、裁判官の役割などについて調べる。

8 裁判員制度導入の理由について調べ、裁判員制度に対する自分の関わり方について考え、話し合う。

9 「私たちのくらしと政治の働き」をテーマに、自分の考えをまとめる。

「法」に関する教育と関連する授業展開

〔本時（第8時）のねらい〕

裁判所と国民との関わりや、裁判の進め方、裁判員の役割など裁判員制度について調べ、国民の司法参加について考える。

導入

裁判員制度とは、どのようなものなのだろう。予想や疑問をノートに書く。

- ・ 第一審が裁判員裁判で行われても、第二審以降で判決が変わってしまうのではないか。
- ・ 国民が興味をもつ重大な裁判を担当するのではないか。

展開

裁判員制度の目的や仕組みについて、法律実務家の方の話を聞いたり、資料を活用したりして調べ、まとめる。

- ・ 裁判員になると、裁判に関わるのはどのくらいの時間か。
- ・ 裁判員を断ることができる理由はどのようなものか。
- ・ どうして裁判員制度が始まったのか。

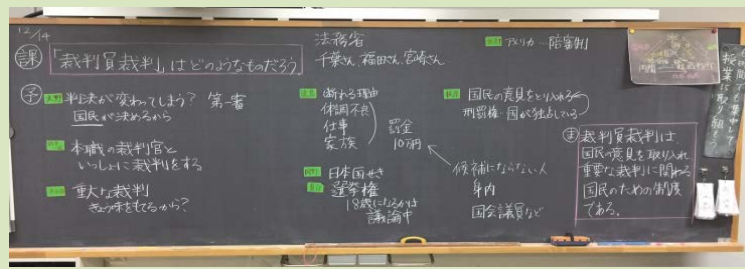
法律実務家の話

- ・ 事件の内容によって関わる時間が変わります。
- ・ 本人の体調や仕事の状況によっては、断ることができます。
- ・ 以前の裁判は法律の専門家により行われていて、国民にとって理解しにくい面がありました。そこで、裁判官と裁判員それぞれが知識経験をいかし一緒に判断することで、より国民の理解しやすい裁判を実現することを目的として、裁判員制度が導入されました。

まとめ

法律実務家の助言を踏まえて、学習の振り返りをする。

- ・ 国民が参加した方が、裁判官だけで行うよりも、みんなが納得できるのではないかと思います。罰金があることなどを初めて知りました。
- ・ 裁判員は、人を裁くのが辛かったり、大変だったりする制度だと思ったけれど、国民の意見を反映できる大切な制度だと思いました。



法やきまりの意義について学ぶ授業展開例

単元名「法やきまりを守る心」

集団生活をよりよくするために必要なことを考える観点に重点を置いた授業構想

〔単元の目標〕

法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、社会の秩序と規律を高めるように努める。
社会や集団が気持ちよく生活ができるように、「法やきまりを守る心」の根底にある社会の中で生きていく力や他者を思いやる心の大切さに気付く。

単元の流れ【5時間】

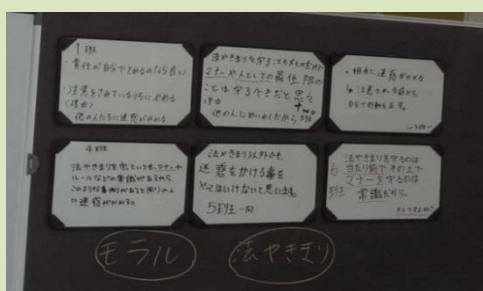
1 法やきまりを守る心の大切さを確認する。資料を活用し、自らの学校生活を振り返る。

2 社会や集団が気持ちよく生活ができるように、「法やきまりを守る心」の根底にある価値観などについて考える。

3 身の回りにある法やきまりを調べるとともに、正しい行動様式や対処方法を理解する。

4 これまで学習した内容を基に、日々の生活の中における自らの行動を振り返る。

5 様々な活動を通して考えたことをまとめるとともに、今後の生活における目標を立てる。



法律実務家の話

モラルやルールなど、違いはあるが自律的に捉えられるようになることが大切です。ルールはしばられるといったマイナスのイメージがありますが、自分たちでルールをつくっていくということも考えていくとよいと思います。

「法」に関する教育と関連する授業展開

〔本時（第2時）のねらい〕

社会や集団において気持ちよく生活できるように、「法やきまりを守る心」の根底にある社会の中で生きていく力や他者を思いやる心の大切さに気付く。

導入

法やきまりの大切さについて復習する。きまりの意義はどのようなものがあったか。

- ・ あたりまえのことをあたりまえに守るため。
- ・ みんなが平等に生活するため。
- ・ お互いの権利を尊重するため。
- ・ 価値観の違いから対立や衝突が起こるのを防ぐため。



展開

法やきまりにないからと言って自分の行動の正当性を主張する人がいるという例を基に、法やきまりについて考えさせる。「法やきまりさえ守ればよいのか。」

- ・ 自分だけがよいという考えはよくない。
- ・ 人として最低限のマナーは守らないといけない。
- ・ マナー、ルール、常識があり、他人に迷惑をかけるのはよくない。
- ・ マナーを守るのは常識である。

法律実務家の話

法やきまりは文章化されていて、守らなければ罰を受けることがあります。マナーは明確に定められていません。あらゆる事を法やきまりで文章化しようとするれば、かえって自由でなくなってしまう。よりよい生活のために、法やきまり、マナーを守るだけでなく、なぜ法やきまり、マナーがあるのかについて考えることも大切です。

まとめ

法やきまりを守るとともに、相手の立場や考えを尊重して自分が行動することで、社会の秩序も守られ、よりよい社会を築くことができることに気付かせる。

- ・ 法やきまりとモラルの違いは、それぞれどのようなものなのかを知ることができました。
- ・ 法やきまりは具体的でマニュアルのようなもので、モラルは抽象的でガイドラインのようなもので、法やきまりだけでなく、モラルといった相手のことをしっかりと考えることを大切にしていきたいです。

法やきまり、ルールの基本となる考え方を学ぶ授業展開例

単元名「現代社会を捉える 見方や考え方」

[単元の目標]

社会生活には様々な問題が生じていることに気付き、その具体的な解決策を考えることを通して、現代社会を捉える見方や考え方の基礎として、対立と合意、効率と公正などについて理解する。

社会生活を営む上で大切な法やきまりに重点を置いた授業構想

単元の流れ【4時間】

- 1 昼休みの体育館利用について、きまりをつくる理由、私たちの生活ときまりとの関わりなど、きまりの意義に関する理解を基に考察する。
- 2 自分たちでつくった昼休みの「体育館利用のきまり」を検討する。
- 3 昼休みの「体育館利用のきまり」を「きまりを評価する視点」から再検討して改善案をつくる。
- 4 昼休みの「体育館利用のきまり」の中から生徒会に提案するきまりを精査し、提案書をつくる。

「法」に関する教育と関連する授業展開

[本時(第3時)のねらい]

昼休みの体育館利用を行うために、自分たちでつくった「体育館利用のきまり」を検討する活動を通して、「効率と公正」について考える。

導入

前時に作成した「体育館利用のきまり」を確認して、法律実務家からきまりのよい点や改善点についての話を聞く。

法律実務家の話

限られた資源における自由は、対立、不満などを生むことがあります。きまりをつくることで、不要な対立を避けたり、不満を減らしたりすることができます。きまりを検討する視点として、「何のためにつくるのか。」、「みんなが分かりやすいか。」、「みんなで考えたか。」、「みんなが守ってくれるか。」、「効率的に使えているか。」などを考えることが大切です。

展開

前時に作成した「体育館利用のきまり」について法律実務家の話を踏まえて再検討し、改善案を発表する。

- ・ 学年ごとに使える曜日を週一回決め、水曜日は全学年が交流できる日として開放する。
- ・ 遊べる種目(バスケットボール、バドミントンなど)を曜日ごとに決め、遊びたい人が自由に参加する。

法律実務家の話

きまりをつくる時に、「事実の把握」、「目的」、「明確性」、「効率性」、「手続きの公正」、「結果の公正」を考えることが大切です。また、つくったきまりがうまく機能しなければ、変更していいかという考え方も大切です。

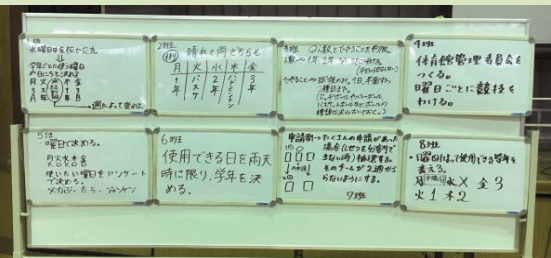
まとめ

本時の学習を振り返る。「きまりを考えると、どのようなことが大切だと思いますか。」

- ・ みんなでよく話し合い、目的に合ったみんなにとって分かりやすく守りやすいきまりにすることの大切さが分かった。
- ・ きまりをつくることで、逆に自由になり、安心して安全に過ごすことができるようになることの大切さが分かった。
- ・ ふだんからお互いに意見を言い合える、よい雰囲気や人間関係をつくっていくことの大切さが分かった。

法律実務家の話

みんなが納得するきまりをつくっていくためには、自由に話し合いのできる集団であることが大切であるので、そのような雰囲気や環境をつくっていくことも重要です。



私法の基本的な考え方について学ぶ授業展開例

単元名「法と経済 ～契約と消費者破産～」

消費者保護基本法等を踏まえた消費者の権利の尊重と自立支援に重点を置いた授業構想

〔単元の目標〕

契約と消費者破産について、具体的に理解する。

人間の行動と債務についての問題解決に向けて、多面的に考察する。

単元の流れ【3時間】

1 映像学習「リーガルレッスン」を行い、民法と契約の基礎を理解する。「賢い消費者とは何か。」について考える。

2 借金に関わる行動経済学から多重債務の原因と対策を考察する。

3 事例から債務整理や消費者破産などの対処について考察する。

「法」に関する教育と関連する授業展開

〔本時（第3時）のねらい〕

キャッシングやカードローンなどについての事例を基に、契約や消費者破産などについて理解し、自律した社会人として望ましい行動を考察する。

導入

債務整理の実態があり、生徒が自分のこととして考えられるよう、債務整理方法の概要について法律実務家から話を聞く。

法律実務家の話

多重債務に陥り自己破産することは、誰にでも起こりうることであり、適切な対応を知っておくことが重要である。

展開

「返済できない！どうする？」のケース・スタディ

- ・ <進学ケース>として、大学を卒業し社会人となってから、奨学金の返済のためにキャッシングを利用して返済不能に陥った事例を考察する。
- ・ <就職ケース>として、高校を卒業し就職したが、借金の連帯保証人となってことで返済不能に陥った事例を考察する。
⇒ とるべき行動についてグループディスカッションを行う。
「奨学金が返済できず、自己破産になった話は聞いたことがある。そうならないようにするにはどうしたらよいのだろうか。」
「就職したら一人前の社会人だと思う。親に頼らず、いろいろな問題を自分の力で解決できるようになりたい。」

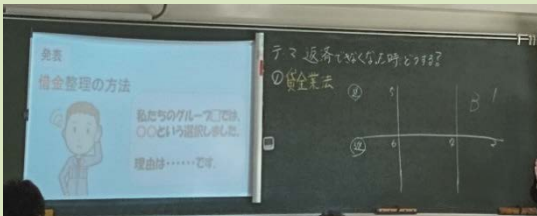
まとめ

自己破産に至る事情や、生活をやり直せる可能性に触れ、債務整理や自己破産について正しい認識をもてるようにする。

- ・ グループによる発表に対する法律実務家の講評を基に、消費者を取り巻く様々な状況があることを理解する。
- ・ 授業を振り返り、自分の考えがどのように深まったか知る。

法律実務家の話

消費者契約や労働契約（雇用契約）などのように、社会人にとって身近な契約は数多くあることを知り、法律行為としての契約について関心を深めてほしい。また、契約は当事者の自由意思によって成立し、守る責任があること、こうした原則に基づいて私たちは経済活動を展開していることを理解する必要がある。



日本国憲法の法的権利について学ぶ授業展開例

単元名「労働問題と
社会保障の充実」

[単元の目標]

労働問題や社会保障の現状を理解するとともに、日本の貧困問題についてどのように解決していくべきか、その方策を考える。

単元の流れ【5時間】

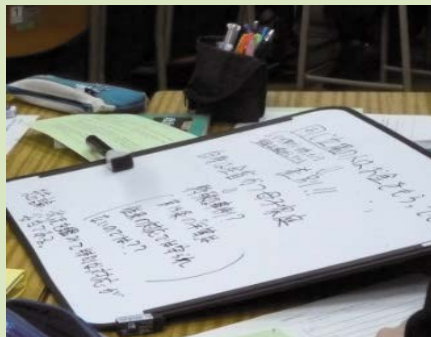
1 社会保障についての判例を検証しながら法の意義・機能について理解する。

2 政策提言とは何か、子どもの貧困に関わる現状、社会保障の在り方について理解する。

3 子供の貧困を解決するための政策提言をグループで考察する。

4 異なる立場のグループ代表者による政策提言についての模擬パネルディスカッションを行い、互いの立場を理解する。

5 異なる立場の政策提言に対し、代表者以外の生徒からの質疑応答を行い、議論を深め、グループごとに最善策をまとめ直す。



労働問題や社会保障制度を理解した上で、日本の貧困問題を考察することに重点をおいた授業構想

「法」に関する教育と関連する授業展開

【本時（第1時）のねらい】

実際の判例などを参考にしながら、プログラム規定説、抽象的権利説、具体的権利説について理解し、憲法や法がこれらのどの説を保障しているのか考察する。

導 入

発問：「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」とは、国民のどのような具体的権利を保障しているか。

- ・ 具体例を基に、発問に対する自らの考えをまとめる。
- ・ 憲法第25条の意義について考える。

展 開

第一審の争点：児童扶養手当の併給禁止規定は憲法第25条、14条1項と照らし合わせ違憲か。

- ・ 原告、被告、裁判所の3グループに分かれ、それぞれの立場に立った場合の判断についてグループごとに発表する。
- ・ 「このケースでは児童扶養手当が支給されないのは、日本国憲法に反している。」
- ・ 「一人で何種類もの給付金を受け取れると、不正受給が増えるおそれがある。障害福祉年金で十分に最低限度の生活を送ることができる。」
- ・ 「障害福祉年金と収入で最低限度の生活が送れないのであれば、子供の養育権を手放すべきではないか。」

発問：控訴する理由を考えてみよう。

※ 教員から提示された第二審での被告側の主張「救貧・防貧」論を踏まえて再考する。

- ・ 「救貧・防貧」論の本質を理解する。
- ・ 判例について多面的・多角的に考察する。

ま と め

発問：憲法や法は私たちの権利をどのように保障しているか。

- ・ 子供の貧困に対する国の施策や法律について、法律実務家の話を聞いて理解を深める。

法律実務家の話

一面的にならず、それぞれの立場からの主張及び主張の理由を十分に理解することが、現代社会において意思決定に参画し、個人の尊厳に配慮しつつ、民主的かつ公正に判断する上では重要である。

法律実務家との連携について

— 法律実務家と連携した授業を計画してみましょう。 —

東京弁護士会

小学5年生から高校3年生までを対象に、裁判システムの理解だけにとどまらず、法律の存在価値を発見できるような企画を実施しています。

連絡先

東京弁護士会 広報課内
法教育センター担当

電話 (03)3581-2251
ファクシミリ (03)3581-0865

東京司法書士会

法の役割や法的な考え方、基本的な法律知識を身に付けることにより、トラブルの予防に資することを目的として、身近な事例と分かりやすい言葉を用いた法律教室を開催しています。

連絡先

東京司法書士会

電話 (03)3353-9191
ファクシミリ (03)3353-9239

東京都行政書士会

図書館・公園・駅の利用、お菓子のパッケージなど身近なテーマから、規則やきまりを考える、法教育の出前授業を行っています。

連絡先

東京都行政書士会
法教育推進特別委員会

電話 (03)3477-2881
ファクシミリ (03)3463-0669

法務省

学校等からの依頼に応じて、法務省職員を派遣し、法教育授業を実施しています。内容については、必要に応じて御相談ください。

連絡先

法務省大臣官房司法法制部
司法法制課司法制度第二係

電話 (03)3580-4111
内線 2362・5922

E-mail: houkyouiku@i.moj.go.jp

相談内容も含めて、当課担当指導主事が、学校と法律実務家とのコーディネートを行います。授業を行う2か月前を目途に御相談いただくと、打合せの日時を十分に確保することができ、授業の一層の充実を図ることができます。

東京都教育庁指導部義務教育指導課 法に関する教育担当

電話 (03)5320-6841
ファクシミリ (03)5388-1733
電子メール S900024@section.metro.tokyo.jp

東京都教育庁指導部高等学校教育指導課 法に関する教育担当

電話 (03)5320-6845
ファクシミリ (03)5388-1733
電子メール S900023@section.metro.tokyo.jp